

3 重症救急患者に必要な検査・治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名称	床面積		24時間使用の可否	
手術室	249.8m ²	□主な設備 電動手術台(4) 人工心肺装置(3) 術野映像システム(2) 麻酔器(4) ポリゴラフ(1)	手術用無影灯(4) 超音波診断装置(3) 手術室モニタリングシステム(4) 経皮的心肺補助装置(1) 体外式補助人工心臓装置(1)	可
救急処置室	53.0m ²	□主な設備 除細動器(1) 搬送用ベンチレーター(1) 超音波診断装置(1) 人工呼吸器(1) 12誘導心電計(2)	救急ストレッチャー(3) 急诊室モニター(3) 救急カート(1) 二層式気道陽圧ユニット(1)	可
CT室	45.5m ²	□主な設備 マルチスライスCT(1) 造影剤ウォーマー(1)	造影剤自動注入器(1)	可
一般撮影・断層撮影室 (腹部エコー室、骨密度・乳房撮影室を含む)	106.3m ²	□主な設備 X線撮影装置(2) 骨塩量測定装置(1) 乳房X線撮影装置(1)	X線プロッキーカメラ(6) 超音波診断装置(2)	可
血管撮影室	296.5m ²	□主な設備 心血管撮影装置(4) 麻酔器(1) ポリゴラフ(4) 高周波通電装置(3) 電気刺激装置(2)	血管撮影装置(1) 経皮的人工心肺補助装置(3) 電気生理解析装置(2) 3次元マッピング装置(2) 血管内超音波診断装置(1)	可
化学検査室	232.2m ²	□主な設備 生化学自動分析装置(2) 多項目自動血球分析装置(2) 全自动血液凝固測定装置(1) 免疫検査分析装置(3) 自動ゲリコヘモグロビン分析計(1)	尿定性分析装置(1) 自動浸透圧分析装置(1) 光学顕微鏡(3) 自動採血管準備システム(1)	可
細菌検査室	29.6m ²	□主な設備 自動細菌固定検査装置(1) 血液培養自動分析装置(1) 安全キャビネット(1) 光学顕微鏡(1)	孵卵器(1) オートクレーブ(1) 乾熱滅菌器(1)	可
調剤室	198.1m ²	□主な設備 自動錠剤分包機(1) 薬剤支援システム(1) 薬品棚(14) 薬用冷蔵庫(4) 水剤台(1)	全自動散葉分包機(1) パスピックス(2) 錠剤台(5) 耐火金庫(麻薬用)(1) クリーンベンチ(1)	可

群馬県立心臓血管センター共同診療に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県立心臓血管センター（以下「センター」という。）と連携する地域医療機関の医師が、センターの施設等を利用してセンターに勤務する医師と共同して診療するために必要な事項を定めるものとする。

(連携医師)

第2条 センターに勤務する医師と共同して診療することができる医師は、群馬県立心臓血管センター登録医制度に関する要綱に基づいてセンターに登録した医師（以下「登録医」という。）とする。

(専用病床)

第3条 センターは、共同診療を行うための病床として許可病床のうち5床を充てる。

(共同診療に利用できる施設等)

第4条 共同診療に供する施設等は、前条に規定する病床のほか、次に掲げる施設（当該施設に設置された設備、器械又は器具を含む。）とする。

- (1) 総合医療情報システム
- (2) 病棟ナースステーション
- (3) 集中治療室
- (4) 手術室
- (5) 血管撮影室
- (6) 断層撮影室（C T 及びM R I）
- (7) 一般撮影室
- (8) 核医学検査室
- (9) 内視鏡室
- (10) 処置室及び急患室
- (11) 会議室、講堂及び健康セミナー室
- (12) 図書室
- (13) 地域医療連携室
- (14) その他センター院長が必要と認める施設

(共同診療)

第5条 共同診療は、主治医である登録医がセンターに紹介した患者（以下「登録医紹介患者」という。）を対象に、登録医とセンターの主治医又は担当医（以下「センター主治医等」という。）が行うものとする。

- 2 登録医は、共同診療を行おうとするときは、事前にセンター主治医等に連絡しなければならない。
- 3 共同診療を行う時間は、緊急の場合を除き、センター外来診療日（日曜日及び土曜日、祝日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始を除く月曜日から金曜日までをいう。）の午前 9 時から午後 9 時までとする。

（賠償責任）

第 6 条 共同診療に起因して第三者に対する損害が発生し、かつ、共同診療を行った登録医に賠償責任が生じたときは、その損害が登録医の故意又は重大な過失による場合を除き、その一切の責はセンターが負うものとする。

なお、当該登録医の故意又は重大な過失による場合は、当該登録医及びセンターの両者で協議して決定するものとする。

（報酬）

第 7 条 共同診療に係る診療報酬（診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表に規定された開放型病院共同指導料（I）及び退院時共同指導料 1 を除く。）は、すべてセンターに帰属するものとする。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はセンター院長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 10 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

群馬県立心臓血管センター共同診療実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県立心臓血管センター共同診療に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(共同診療の申込)

第2条 群馬県立心臓血管センター登録医制度に関する要綱に基づいて登録した医師（以下「登録医」という。）が、自らが群馬県立心臓血管センター（以下「センター」という。）に紹介した患者（以下「登録医紹介患者」という。）への共同診療を希望する場合は、センター地域医療連携室長に対し、事前に連絡しなければならない。

(診療録への記載)

第3条 共同診療を行った登録医及びセンターにおける登録医紹介患者の主治医又は担当医（以下「センター主治医等」という。）は、各々の診療録に医師法（昭和23年法律第201号）等関係法令に定められた事項を記載しなければならない。

2 共同診療を行った登録医及びセンター主治医等は、前項の事項とは別に、次の表に掲げる事項を記載しなければならない。

診療者	記載事項
登録医	センターにおいて診療等を行った事実
センター主治医等	登録医の診療等が行われた旨

(患者自己負担分の代理徴収)

第4条 センターは、患者の同意を得て、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表に規定された開放型病院共同指導料（I）及び退院時共同指導料1に係る患者自己負担分を、登録医に代わって徴収（以下「代理徴収」という。）することができる。

2 代理徴収を希望する登録医は、予めセンター院長あて依頼しなければならない。
3 センターは、登録医が指定する金融機関口座に、代理徴収した額と同額を最後の共同診療を行った日の翌月末日までに振り込むものとする。

(実績等の記録)

第5条 センター地域医療連携室は、共同診療に係る記録を適切に保管しなければならない。

(情報の提供)

第6条 センターは、症例検討会、研修会又は講演会を開催し、登録医に対して診療に関する情報を提供するよう努めなければならない。

附 則

この要領は、平成19年10月25日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

群馬県立心臓血管センター共同診療実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、群馬県立心臓血管センター共同診療に関する要綱（以下「要綱」という。）及び群馬県立心臓血管センター共同診療実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、共同診療を適切かつ円滑に行うために必要な事項を定める。

(主治医等の報告)

第2条 群馬県立心臓血管センター（以下「センター」という。）は、群馬県立心臓血管センター登録医制度に関する要綱に基づいて登録した医師（以下「登録医」という。）から紹介された患者（以下「登録医紹介患者」という。）を入院させたときは、速やかにセンターの主治医又は担当医（以下「センター主治医等」という。）を当該登録医に報告しなければならない。

2 前項の報告は、センター地域医療連携室（以下「連携室」という。）の担当者が行う。

(共同診療の手順)

第3条 登録医は、登録医紹介患者への診療を希望するときは、センター地域医療連携室長に対して予め次の事項を電話又はファクシミリで連絡するものとする。

- (1) 登録医氏名
 - (2) 登録医紹介患者の氏名及び生年月日
 - (3) 共同診療を希望する日時
 - (4) 共同診療の内容
- 2 登録医から前項の連絡を受けたセンター地域医療連携室長は、連絡票（別記様式第1号）により遅滞なく当該内容を連携室に連絡する。
- 3 連携室は、登録医が電子カルテを閲覧するために医師IDを取得するとともに、共同診療時に着用する名札を作成する。
- 4 登録医は、共同診療開始予定時刻の30分前までに来院し、次の区分に従い各窓口に備えた共同診療受付簿（別記様式第2号）に必要事項を記入する。

区分	受付窓口
月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで	地域連携室
月曜日から金曜日までの午後5時15分から午前8時30分まで	防災センター
日曜日及び土曜日、祝日、年末年始	防災センター

5 連携室の担当者又は事務当直者は、受付後にセンター主治医等に連絡し、登録医を登録医控室又はセンター主治医等が指示した場所に案内する。

(診療)

第4条 登録医が診療を行うときは、必ずセンター主治医等が立ち会うものとする。

- 2 診療のために利用できる施設等は、要綱第4条に定める施設等に限る。

(退院等)

第5条 センター主治医等は、登録医紹介患者を退院又は転科させるときは、登録医に連絡するものとする。

- 2 センター主治医等は、登録医紹介患者を退院させるに当たって登録医に紹介するときは、当該登録医と治療方針を協議し、退院後も引き続き適切な治療が継続されるよう努めなければならない。

(代理徴収)

第6条 登録医は、要領第4条に定める患者自己負担分の徴収をセンターに依頼するときは、代理徴収依頼書（別記様式第3号）をセンター院長あて提出しなければならない。

- 2 センターは、代理徴収同意書（別記様式第4号）により前項の申請に基づいて要領第4条の患者の同意を得るものとする。

(症例検討会等)

第7条 登録医は、センターが主催する症例検討会、研修会及び講演会（以下「症例検討会等」という。）に参加することができる。

- 2 連携室は、症例検討会等の開催について登録医あて広報する。
- 3 登録医は、症例検討会等に参加する場合は、事前に連携室あて申し込むものとする。

(図書室の利用)

第8条 登録医は、センター図書室を利用しようとするときは、利用しようとする日の前日（当該日が群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときはその日前において最も近い休日でない日）までに連携室あて申し込むものとする。

- 2 図書室の利用時間は、休日でない日の午前9時から午後5時までとする。
- 3 登録医は、図書室の利用に当たっては、センターの利用規定を遵守しなければならない。

(その他)

第9条 この細則に定めのない事項の実施については、院長が決定する。

附 則

この細則は、平成19年10月25日から施行する。

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式第1号

連絡票

登録医氏名					
患者氏名・生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 生				
診療希望日時	平成	年	月	日	午前・午後 時 分

診療内容 * 簡潔明瞭に記載してください。

別記様式第2号

共同診療受付簿

代理徴収依頼書

平成 年 月 日

群馬県立心臓血管センター院長 あて

登録医 住 所 _____

氏 名 _____㊞

※在宅療養支援診療所の場合は必ず記入してください。

____年____月____日（支援診）第____号

私は、貴センター医師との共同診療に伴う診療報酬〔□開放型病院共同指導料（I）

・ □退院時共同指導料1〕に係る患者自己負担分の徴収を貴センターに依頼します。

つきましては、患者自己負担分を徴収のうえ、下記口座に振り込んでください。

記

金融機関名	
支店名	
口座区分	普通・当座
口座番号	
(フリカナ) 口座名義	

代理徴収同意書

群馬県立心臓血管センター院長 あて

私は、 医師と貴センター医師との共同診療に伴う診療報酬

[開放型病院共同指導料（I）・ 退院時共同指導料1] に係る患者自己負担分を
貴センターが医師に代わって徴収することに同意します。

平成 年 月 日

患者 I.D. _____

患者氏名 _____ ㊞

代理徴収依頼取下書

平成 年 月 日

群馬県立心臓血管センター院長 あて

登録医 住 所 _____

氏 名 _____

私は、平成 年 月 日付けの共同診療に伴う患者自己負担分の代理徴収依頼を取り下げます。